

第18回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和5年8月14日（月） 午後 1時30分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 令和5年8月14日（月） 午後 1時49分

4. 出席委員（13人）の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 辞職	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 濱戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員（3人）

5番 田村昭弘
10番 長内悟
15番 濱戸弘之

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 参与及び書記の任命
第3 議案第66号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第67号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第68号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第43号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 鈴木秀樹	総括主幹 貴田尚人	主事 蒔苗一輝
-----------	------------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時30分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第18回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、2番成田春光委員と、6番菊池俊輔委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、莢苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 异議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議長	それでは議案の審議に入りますが、議案第66号から議案第68号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。
	【なし】
議長	異議がないので、そのようにさせていただきます。 まず、最初に議案第66号の審議に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。 8番佐藤委員。
佐藤委員	はい、8番佐藤です。それでは、報告いたします。 去る8月4日、長内悟委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が11件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。 以上です。
議長	それでは、議案第66号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第66号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は11件です。No.1からNo.11については、普通売買が8件、贈与が3件です。 農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上です。
議長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第67号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第67号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は4件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	以上です。
議長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第68号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第68号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

	契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第 66 号から議案第 68 号について、原案どおり決するに賛成の委員の举手を求めます。
	【全員挙手】
議 長	賛成総員ですので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第 42 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 42 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No.1 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質問を打ち切ります。 次に報告第 43 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 43 号使用貸借合意解約書の受理について。 このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。 No.1、No.2 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質問を打ち切ります。 次に報告第 44 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 44 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第 21 条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.1 から No.3 については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後 1 時 4 分)

【暫時休憩】

議長 再会します。(午後 1 時 4 分)

議長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 18 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 1 時 4 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 14 日

議長

委員

委員